

# 議会改革調査特別委員会記録

平成25年12月25日（水）

於：第1委員会室

# 議会改革調査特別委員会記録目次

平成25年12月25日(水)

出席委員	1
本日の会議に付した事件	1
出席状況の報告	2
開議宣告(午前10時4分)	2
議会基本条例の制定について	2
第3章の案文について	2
休憩(午前10時52分)	11
再開(午前10時56分)	11
第4章及び第5章の案文について	11
散会宣告(午前11時23分)	16

# 議会改革調査特別委員会 委員会記録

平成25年12月25日（水曜日）

## 出席委員（9名）

委員長	高橋伸介	委員	藤田幸久
副委員長	大橋智洋	委員	岡林薫
委員	前田富枝	委員	大塚光央
委員	広瀬ひとみ	委員	堀井勝
委員	清水薫		

## 本日の会議に付した事件

### 1. 議会基本条例の制定について

## 市議会事務局職員出席者

事務局長	山下寿士	事務局課長代理	田中朗
事務局次長	五島祥文	事務局課長代理	吉田章伸
事務局課長	大西佳則	事務局主任	鈴木義久
事務局課長	沖卓磨	事務局主任	藤野亜希子

○高橋伸介委員長 開議に先立ち、事務局職員から委員の出席状況を報告します。五島事務局次長。

○五島祥文市議会事務局次長 本日の会議のただいまの出席委員は、9名です。

以上で報告を終わります。

(午前10時4分 開議)

○高橋伸介委員長 ただいま報告しましたとおり、出席委員は定足数に達していますので、これから議会改革調査特別委員会を開きます。

○高橋伸介委員長 調査に先立ち申し上げます。

本委員会の傍聴は、委員長においてこれを許可します。

○高橋伸介委員長 これから調査に入ります。

○高橋伸介委員長 議会基本条例の制定についてを議題とします。

○高橋伸介委員長 初めに、第3章の案文のうち、会派にお持ち帰りいただき、御検討いただいた条文等について、前回に引き続き御協議をお願いします。

まず、第9条通年議会については、論点が2つございました。

まず1つ目は、年度末の議案審議の在り方でございます。

この点については、昨年12月の中間報告において、地方自治法第180条の規定に基づく専決処分の範囲を拡大することには全員が否定的な見解であることが確認されております。

また、通年議会を採用しますと、地方自治法第179条の規定に基づく専決処分を行うことは法的に難しいことから、年度末における市税条例等の改正については、本会議での審議、議決が必要になると思われます。

その際は、理事者側との連携を密にし、柔軟に対応すべきと中間報告に記載されておりますが、現段階において、ある程度具体的な議会運営を想定しておくことも必要ではないかと考えるところで。

この点につきましては、資料1-2のとおり、昨年11月、当時の委員の皆さんに配付した「四日市市議会における緊急議会について」と題する資料を再度配付させていただいておりますので、参考にさせていただきたいと思っております。

それでは、本件についての検討結果を順にお聞かせさせていただきたいと思っております。

まず、民主クラブ、大橋委員。

○大橋智洋委員 年度末の議案審議については、当初、例えば、夜中の11時とか12時とか、それぐらいまでかかるんじゃないかという話もあったんですけども、事務局等でもその事例を確認すると、実はそういうことではないということで、ここにありますように、四日市市議会であれば午後6時ぐらいには終わっていたということですので、そうであればやってもいいんじゃないかということです。

○高橋伸介委員長 次に、日本共産党議員団、広瀬委員。

○広瀬ひとみ委員 うちの会派が心配しているのは、前からちょっと言わせていただいている点なんですけれども、当日に議案書が配付されて審議する、これがどうなのかということが非常に気になるんです。当日配付で即対応せよとなると、なかなか難しいということです。

国会で可決されていないので、1週間前に議案書を配付するという通常の議会と同じような形でできないわけですね。ただ、国会には改正案の中身が提案されているので、恐らく

こういう中身になるだろうという説明をいただけるのかどうか、そこがちょっとわからないので、どういう取り扱いになるのかというのが心配している点です。

○高橋伸介委員長 次に、未来に責任・みんなの会、清水委員。

○清水 薫委員 会派の意見としては、本会議を開いて審議をすればいい。それで十分に対応できる。そういう結論になりました。

○高橋伸介委員長 次に、公明党議員団、藤田委員。

○藤田幸久委員 うちの会派は、できる限り本会議を開いて、そこでしっかり議決する。それが難しい場合は、しっかり協議して、ここに書かれていますように、柔軟に対応していく。そういう形でまとまりました。

○高橋伸介委員長 次に、自由民主党議員団、前田委員。

○前田富枝委員 皆さんがおっしゃっているとおり、本会議を開くということで結構です。

○高橋伸介委員長 次に、民主市民議員団、堀井委員。

○堀井 勝委員 議会を開いて議決するというので結構です。

○高橋伸介委員長 最後に、みんなの党市民会議は、私から申し上げます。

本会議を開いて議決しようと。四日市市議会の例ですと、時間もそんなにかかっていないということで、問題ないんじゃないかという意見でございました。

○高橋伸介委員長 それでは、ただいまの御意見を踏まえ、委員間で御協議をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○広瀬ひとみ委員 先ほど心配していると言った点なんですけれども、具体的には、理事者側の対応として、どの程度まで可能なんですか。

○沖 卓磨市議会事務局課長 具体的に詰めていませんけれども、ある程度は可能ではないかと考えています。

○高橋伸介委員長 これは次の議題にもかかわってくるんですが、検証期間として来年の3月がありますね。それから、次の議題なのでどうなるかわかりませんが、中核市になってから、再来年の3月も、行政と事務局双方で検証できるタイミングがあるかなと思っているんですけれども、本当にその辺が心配ですか。

○広瀬ひとみ委員 例えば、地方税法の改正が国会で決められて、当然ながら、国で決められたことに従って、地方自治体も同様の中身で実施する。これは、もう確定されたことになるので、結局、変えようもないものがほとんどだと思うんですけれども、ただ、それによって、住民の皆さんにどのような影響を具体的に及ぼすのかということ、一定、議会の中で議論することに、わざわざ議会を開く意味があると私どもの会派は思っているわけなんですよね。

なので、その改正の中身がどういうものなのかということをしっかり理解しないと、議会に臨むことができない。それを理解するだけの時間的な余裕をぜひいただきたい。議事運営の中でも、そういう対応をしてほしいということなんですけれども。

○高橋伸介委員長 お聞きしますが、時間は、大体どれぐらい必要だと思っておられますか。

○広瀬ひとみ委員 その中身によると思うんですよね。

なので、事前に、こういう中身の改正の提案が予定されていますという形で、1週間前の議会運営委員会の際にでも、概略の報告だとか、説明だとか、そういうものがなされれば、それに向けての対応が可能になるのかなと思っています。

こちらとしても、国会については、調べればわかるわけなんですけれども、大体そういうことを示していただければと思います。

○堀井 勝委員 行政として、事前には、そんなことをなかなか言えないのではないかという心配が一つです。

もう一つは、地方税制の問題なんて、一地方自治体が反対の議決をしたところで、これは変えようがない。理事者もどうしようもない。ただ、専決を許すのではなく、議会で議決をする。そういう建前が中心じゃないかなと思うわけなんですけれども。

○広瀬ひとみ委員 そうなってきたら、わざわざ無理に議会を開かなくても、従来どおり専決でもいいじゃないかという話になってきてしまうので、議会を開くというのであれば、きちんとした手はずを踏んでほしい。そうあるべきだろうというのが、うちの会派の意見です。

○堀井 勝委員 要するに、議会がある以上、理事者にできるだけ専決をさせないということが建前だと思っているんです。もし何でも専決できるのであれば、理事者側は専決した方が楽でいいから、何ぼでも専決すると思いますよ。

だけれども、それにブレーキをかけているのが議会だという。議会は常にチェックをしないとイケない。そういう建前で、議会で議決をしていると理解しているんです。

国で決まったことに反対したところで、理事者もどうにもならない。どうしようもない問題だとは思いますが、やっぱり、議会がある以上、議会で議決をするということが建前だと僕は理解しています。

○高橋伸介委員長 広瀬委員、今の流れで議会改革調査特別委員会が進んできたわけなんですけれども、条例施行は4月からですので、この3月末にはまだトレーニング期間がございます。そのときにいろいろな検証をするということで、いかがでしょうか。

○広瀬ひとみ委員 まあ、そういうお話なので、私もともしても、この3月末について、また、施行時期によってはその次もという形になるかもしれませんが、どうなるのかを見ながら、また考えたいと思います。

○高橋伸介委員長 他にありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）委員の皆さんの御協議をお伺いしていると、やはり、3月31日だけは緊急議会を開くことを前提に待機することもやむを得ないと御意見が大勢のようでございます。

ただし、その場合でも、先進事例等を参考にしながら、理事者・議員双方の負担軽減に向け、緊急議会の効率的な運営に努めなければならないと考えます。

枚方市議会基本条例を施行するまでの課題として、委員の皆さんも会派に持ち帰って検討するなど、工夫に努めていただくようお願いいたします。

○高橋伸介委員長 それでは、2つ目の論点である通年議会の導入時期に参ります。

通年議会については、先ほどと同じ中間報告において、議会基本条例に明確に位置付けた上で、その施行時期に合わせて導入することが確認されております。

つきましては、その時期についての検討結果を順にお聞かせいただきたいと思っております。

まず、民主市民議員団、堀井委員。

○堀井 勝委員 できるだけ速やかに導入してもらいたいと思っておりますけれども、準備期間等もありましょうし、また、先ほど委員長がおっしゃったように、来年3月の動向を見ながらとあったことも必要でしょうし、時期については、皆さんで御議論いただいた結論に従いたい

と思います。

- 高橋伸介委員長 次に、自由民主党議員団、前田委員。
- 前田富枝委員 先ほど委員長も少しおっしゃったみたいに、中核市への移行で、行政側も、議会側も、いろいろと変わってくると思いますので、私どもの会派では、次任期に合わせて導入したらどうかということでまとまりました。
- 高橋伸介委員長 次に、公明党議員団、藤田委員。
- 藤田幸久委員 中核市移行などもあり、いろいろと確認する期間も必要だと思いますので、うちの会派も、区切りのいいところということで、次任期、来年5月1日からの導入という形でまとまりました。
- 高橋伸介委員長 次に、未来に責任・みんなの会、清水委員。
- 清水 薫委員 うちの会派では、条例制定後、速やかに導入すべきではないかという意見になりました。ただし、中核市移行などいろいろな問題があるので、会派としては、必ずしもそのことにこだわるということでもありません。
- 高橋伸介委員長 次に、日本共産党議員団、広瀬委員。
- 広瀬ひとみ委員 条例が制定されて、新年度からの施行、実施をということです。
- 高橋伸介委員長 次に、民主クラブ、大橋委員。
- 大橋智洋委員 うちの会派も、中核市になってから3月末を1回しっかり見て、準備期間とすべきということで、次任期からということをお願いしたいと思います。
- 高橋伸介委員長 最後に、みんなの党市民会議は、私から申し上げます。  
時期については、もう皆さんの御意向に合わせるということでございました。
- 高橋伸介委員長 それでは、ただいまの御意見を踏まえ、委員間で御協議をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。
- 広瀬ひとみ委員 この任期の議員によって作られる議会基本条例なので、次任期の方からのスタートという形にしてしまうのは、若干、無責任な感があるというか。  
やっぱり、1年間は、この議会基本条例に沿った運営を自分たちで行って、そして、次の任期の方に引き継いでいくという方がいいんじゃないか、そういう考えですね。  
確かに、おっしゃっているように、中核市移行という問題があるんですが、それが実際に議会運営にどのような影響があるのかというのは、具体的にはよくわからないので、直ちにやってみればいいんじゃないかという、非常に安易な考えなんです。
- 高橋伸介委員長 ただ、直ちに導入する場合は、先ほどの話ですと、やはり、チェックする期間が1回しかないわけですね。多くの皆さん方の御意見ですと、2回チェックできる形になりますので、その辺も配慮いただいてよろしいでしょうか。
- 広瀬ひとみ委員 やり方としては、通年議会の部分だけ、ちょっと施行時期をずらすということだってできるのかなと思ったりもするんです。  
私たちが作りましたと言うのに、やるのは次の任期の議員さんからなんですというのは、ちょっと格好悪くないのかなという感じがするんですけども、その辺はどうですか。
- 堀井 勝委員 ことは9月議会をああいう形で実施されて、来年はどのように実施されるのか、これはまた議長さんや議会運営委員会で決めるんだろうと思いますけれども、これも一つの移行段階ですし、先ほど委員長がおっしゃったように、再来年の3月に1回、動向を

見れば、どの程度のものなのかがわかるんじゃないかなと思いますのでね。

私は、先ほど、速やかにと言いました。決めた以上は速やかに取り組むべきだと思いますけれども、今、皆さんの意見を聞かせてもらったら、中核市移行ということもありますので、それでいいんじゃないかなと私は思います。

○大橋智洋委員 たしか前年度の議会改革調査特別委員会で、当時、高井部長だったと思うんですけども、行政側として対処できるのかという話の中で、技術的にはできると思うが、具体的にはやってみないとわからないという発言があったと記憶しています。ちょっとうろ覚えで、議事録では違うかもしれませんが、そういう意味では、やっぱり、準備期間がそれなりに必要なのかなと私どもとしては考えております。

○岡林 薫委員 私も、今の大橋委員の意見と同じなんです。

中間報告を見せていただいて、前年度の委員のお話も聞いてみたんですけども、確かに資料の1-2にありますような流れでできればいいんですが、高井部長のお話を聞きますと、そうでない場合も出てくるということですので、やはり期間が要るのではないかな。

そういうことで、我が会派としても、やはり次任期からという結論に達しましたので、再度、御報告しておきたいと思います。

○高橋伸介委員長 他にありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）委員の皆さんの御協議をお伺いしていますと、次の任期の開始時から、具体的には、平成27年5月1日から通年議会を導入するという御意見が大勢のようであったかと思えます。

これは枚方市議会基本条例の施行時期にもかかわることですので、こうした御意見を踏まえて、今後の案文作成作業を進めてまいりたいと思います。

○広瀬ひとみ委員 ちょっと勘違いしていたかもしれないんですけども、今のは通年議会の部分だけをいつやりますかという話ですか。

○高橋伸介委員長 それを考えると案文を作るということなんですけれども。

○広瀬ひとみ委員 済みません。ちょっとずれていました。

○高橋伸介委員長 まだこれからですけども、今の段階では、議会基本条例案を3月を目標に提出します。通年議会を規定しますが、多分、この9条の部分の施行だけを附則でずらす。こういうイメージで正副委員長とも考えようかなと思っておりますが、よろしいですか。

○広瀬ひとみ委員 済みません。結構です。

○高橋伸介委員長 以上で、通年議会に関する大きな論点については、一定、議論が尽くされたように思います。第9条の案文そのものについては、資料1-1の1ページのとおりで、委員の皆さんも特に異論はないと思いますので、現時点では、この案のまま確定することとさせていただきます、次に移りたいと思います。

○高橋伸介委員長 それでは、第10条議会の議決事件について、協議を進めます。

第10条のうち、第2号については、前回の委員会において、海外友好都市に限らず、友好都市すべてを議決対象とすべきである。また、友好都市だけでなく、市民交流都市も議決対象とすべきであるということで、委員の皆さんの御意見が一致していました。

そこで、第10号第2号については、資料1-1の2ページにあるとおり、「海外」を削除し、「及び市民交流都市」を加え、最終的には「友好都市及び市民交流都市の提携及び解消に関すること。」としております。第10条第2号については、これで確定してよろしい

でしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、第10条第2号については、ただいま申し上げたとおり確定することといたします。

○高橋伸介委員長 次に、第10条については、前回の委員会において、第3号のとおり、総合計画の基本計画を議決事件とすることで委員の皆さんの御意見が一致したところですが、それ以外の計画についても議決事件とすべきという御意見がございました。

この点につきましては、資料1-3のとおり、昨年10月に当時の委員の皆さんに配付した所管計画一覧を再度配付させていただきましたので、参考にさせていただきたいと思います。それでは、本件についての検討結果を順にお聞かせさせていただきたいと思います。

まず、自由民主党議員団、前田委員。

○前田富枝委員 私どもは、この案文のとおりで結構です。

○高橋伸介委員長 次に、日本共産党議員団、広瀬委員。

○広瀬ひとみ委員 うちの会派は、四日市市と同様に、ある程度重要な計画については、議会で議決をするということが希望です。

○高橋伸介委員長 次に、未来に責任・みんなの会、清水委員。

○清水 薫委員 追加するかどうかということで議論したんですけれども、具体的に決まったかということ、決まりませんでした。非常に難しい内容なので、もし、この付いている資料の法令で定める計画、いろいろなものがありますけれども、本当にその中から追加するとしたら、明確な基準みたいな、定義みたいなものが要るのではないかという話になったんです。

ですから、会派の結論として、どれを追加したらいいという形では決まりませんでした。

○高橋伸介委員長 次に、公明党議員団、藤田委員。

○藤田幸久委員 うちの会派は、基本計画以外はもう追加しないということでございました。

○高橋伸介委員長 次に、民主クラブ、大橋委員。

○大橋智洋委員 私たちも、この原文のとおりでいいということです。

○高橋伸介委員長 次に、民主市民議員団、堀井委員。

○堀井 勝委員 これで結構です。

○高橋伸介委員長 最後に、みんなの党市民会議は、私から申し上げます。

うちも、ペーパーどおりということでございました。

○高橋伸介委員長 それでは、ただいまの御意見を踏まえ、委員間で御協議をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○広瀬ひとみ委員 皆さんが追加しなくていいよということだったら、それはそれでやむを得ないかなと思っているんですけれども、ただ、この間、市の計画を見て、非常に腹立たしく思っているのが、議会でも時々言っていますように、目標設定の仕方というか、結局、後追いで修正を重ねていくやり方なんです。そういうことに対して、一般質問などでは物を言ったりできるんですけども、やっぱり、計画そのものの決定の際に議決権を行使できないことについては、非常に腹立たしく思っているんですよ。

ですから、ほかの計画も議決事件にしたいという思いは強く持っていますけれども、これはスタートということなので、とりあえず、こういう形でスタートさせていただいて、先ほど清水委員が言われたみたいに、何を議決対象の計画とするのかという点では、一定の説明も要るだろうと思います。私たちとしては、今後、そういう部分も見ながら、また必要なとき

に修正のお願いをしていくといった対応をしていきたいと思ひます。

○堀井 勝委員 議会ですから、議決するということは確かに大事な行為だと思うんですけども、我々は4つの常任委員会を持っているわけですから、常任委員会で所管事務の調査、研究を行って、政策提言をしていくと。行政がこういう問題を投げかけそうだなと思ったら、前もって各常任委員会でそれぞれ議論すると。この間、私は総務常任委員会でやらせていただきましたけれども、中間報告をするなり、まとめの報告をするなりして、行政に歯止めをかけていくということが、我々議会に課せられた任務ではないかと思ひます。

後ほど、この議会基本条例の案文作成作業の中で、どうせ政策提言のことも議論されるわけですから、何でもかんでも議決しないといけないというよりも、やっぱり、もっと先を、5年先、10年先、20年先を見据えて、そういうことをやっていかなければいけないのではないかと、私はそう思っています。

○高橋伸介委員長 他にありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）委員の皆さんの御協議をお伺いしていますと、現時点では、総合計画の基本計画を議決事件とするにとどめるべきという御意見が大勢のようでございます。

議決事件については、議会基本条例の施行後でも、必要があれば追加することも可能ですので、現時点では、第10条を資料1-1の2ページのとおり確定することとさせていただきますと思ひます。

○高橋伸介委員長 それでは、次に、第11条政策提案の説明要求について、協議を進めます。

第11条については、前回の委員会におきまして、交野市議会基本条例を参考に、「市民参加の実施の有無及びその内容」という項目を追加すべきとの御意見がありました。

つきましては、本件についての検討結果を順にお聞かせいただきたいと思ひます。

まず、自由民主党議員団、前田委員。

○前田富枝委員 一応、話はさせていただいたんですけども、この「市民参加の実施の有無及びその内容」というのは、特に必要ないんじゃないかという意見でまとまりました。

○高橋伸介委員長 次に、日本共産党議員団、広瀬委員。

○広瀬ひとみ委員 うちの会派は、入れてほしいと言ったので。

これ以外でも、交野市議会基本条例は、「他の自治体の類似する政策との比較検討」なども入れておられて、非常にわかりやすいと思っております。ぜひ入れてほしいと思ひます。

○高橋伸介委員長 次に、未来に責任・みんなの会、清水委員。

○清水 薫委員 この「市民参加の実施の有無及びその内容」なんですけど、これについて会派で話し合った結果は、正直なところ、あってもいいかなというレベルでした。

それよりも、今、広瀬議員が言われたことなんですけども、交野市議会基本条例第10条第1項では、第4号や第7号の方が本当に必要なのではないかと話になったんです。

前回の論点は、第3号が要る、要らないという話だったんですけども、これについては、会派として、どちらかというところ余り積極的ではない。まあ別にあってもいいかなというレベルです。それよりも大事なのは、第4号と第7号。特に第7号は、こちらの方が本当に大事なのではないか、入れるんだしたら、こういうのが必要ではないかという意見になりました。

○高橋伸介委員長 次に、公明党議員団、藤田委員。

○藤田幸久委員 うちの会派は、特に必要ないということでまとまりました。

- 高橋伸介委員長 次に、民主クラブ、大橋委員。
- 大橋智洋委員 うちの会派も、原文どおりでいいということでございます。今のままでいい。入れないということです。
- 高橋伸介委員長 次に、民主市民議員団、堀井委員。
- 堀井 勝委員 うちの会派は、「市民参加の実施の有無及びその内容」を入れたらいいじゃないかという意見です。
- 高橋伸介委員長 最後に、みんなの党市民会議は、私から申し上げます。  
この「市民参加の実施の有無及びその内容」は要らないということだったんです。  
後の方に出たことについても、ちょっと話し合っていたんですが、そもそも、全部、議員の資質にかかわってくるということで、これも要らないんじゃないかということでした。
- 高橋伸介委員長 それでは、ただいまの御意見を踏まえ、委員間で御協議をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。
- 広瀬ひとみ委員 今、委員長から「議員の資質にかかわってくる」というお話があったんですけども、委員協議会などでは、大概、こういうことを聞くんですね。案件について報告されると、ここに書かれているようなことが説明されるし、説明されなかったら、そこはどうなっているのかということで、議員の側から聞く内容です。  
どうせ聞かれることがわかっているのであれば、初めからちゃんと用意してくれていたらいいいのと思うことがたびたびあるんです。この間も、委員協議会の報告の様式や報告の仕方が案件によって異なっていて、基本的なことを書いていることもあれば、書いていないこともあるといった、ばらばらな対応があったので、やっぱり、こういうことをきちんと押さえて説明してほしいということだと思っんですけども。  
わざわざ条例の中に書き込まなければできないのかなということもあるんですけども、書いておくときちんとやっていただけるのであれば、やっていただきたいなという思いです。
- 高橋伸介委員長 以前にも今おっしゃったような御意見がありまして、委員協議会では、一定、書式の統一化について指導されて、現在、構築されつつあるところなんです。  
だから、具体がまだなんですけれども、やはり、こうやって本委員会では指摘したことを、行政側にも反映していただいているということなんですけれども。
- 大橋智洋委員 今まで四日市市議会基本条例をベースに考えてきたわけなんですけれども、これが、ある意味、非常に簡潔ですっきりしているのかなと思います。特に交野市議会基本条例第10条第1項の第4号や第7号というお話もあって、確かにそうかなと思うところもあるんですが、すべて包含されているようにも考えられると思っております。
- 清水 薫委員 決して、こだわっているわけではありません。先ほどの広瀬委員の御意見も、こういうのがあればいいなということでしょうし。  
確かに、これまで実施しておられる事務事業総点検なんかを見ると、交野市議会基本条例第10条第1項第7号にいう「将来にわたる政策等の効果」云々ということが問題になっていたりすることもありますので、あったらいいなということです。  
委員長が、議員の資質という話が会派で出たと言われましたけれども、こういう項目をきちんとチェックする必要があるということだろうと思っんです。確かに、条例にそこまで書くのかどうかと言われると、やっぱり、これはちょっと難しいところかもわかりませんね。

○高橋伸介委員長 他にありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）委員の皆さんの御協議をお伺いしていると、「市民参加の実施の有無及びその内容」という項目については、2会派が追加してもいいという御意見ですけれども、必ず追加しなければならないということではないと感じましたし、追加する必要はないという御意見も多くあったように思います。

つきましては、現時点では、第11条を資料1-1の3ページのとおり確定させていただいてよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、ただいま申し上げたような取り扱いとさせていただきます。

○高橋伸介委員長 次に、第13条反問権について、協議を進めます。

第13条については、前回の委員会において、反問権の内容としては、反論を含めず、趣旨確認にとどめるべきという御意見が大勢となりました。

そこで、資料1-1の4ページのとおり、「論点を明確化し議論を深める」という部分を「趣旨を確認する」に修正しております。

第13条については、これで確定してよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、第13条については、ただいま申し上げたとおり確定することといたします。

○大塚光央委員 ちょっと確認ですけれども、「趣旨を確認する目的」というのは、だれが判断するんですか。

○山下寿士市議会事務局長 本会議の場合を想定して申し上げますと、まず、市長等が趣旨を確認する際に挙手されて、議長が許可をされるということになるかと思えます。

○大塚光央委員 議員ではないんですか。

○山下寿士市議会事務局長 趣旨がわからないとおっしゃって、確認するために挙手されているわけですから、判断して許可を与えるのは議長になると思えます。

○大塚光央委員 「趣旨を確認する目的」をだれが確認するのかを聞いているんです。それは条例で定める反問権とは違うということをだれが判断するんですか。

○高橋伸介委員長 「議員の質問に対し答弁をする者は、趣旨を確認する目的で反問することができる」ということですから、答弁者が、これはどういうことですかと反問したいときに、もちろん議長が許可を与えて、議員に答弁を求めるということですね。

○広瀬ひとみ委員 質問項目を通告しているわけですから、こういう中身の質問をしますよということは伝わっています。けれども、話の流れの中で、突然、市長に対してどう考えているのかということだけをたずねる場面などが出てきますよね。そのときは、突然の質問になるわけですから、市長も、あなたの言っている趣旨はこういうことですかという確認のための問い返しが可能であると。その問い返しを議長が認めて、問い返しをする。問い返しになっているかどうかということも、当然ながら、議長が判断して、今の市長の反問に対して質問者は答えてくださいという流れになると理解しているんですけれども、それでいいんですか。

○高橋伸介委員長 そのとおりです。

だから、それ以上の反問は、議長がストップをかけるわけです。

○堀井 勝委員 一般質問や代表質問、特に代表質問のときはそうないと思いますけれども、一般議案の場合は、事前に何も通告していなくても、とっさに思い付いて質問しないといけない場合もなきにしもあらずだと思いますので、そういうことで結構です。

○大塚光央委員 委員会もですか。

○高橋伸介委員長 委員会もそうです。

○広瀬ひとみ委員 今もそういうことを言っていますよね。

○山下寿士市議会事務局長 委員会の場合は、今現在、実際に、反問権というか、確認をしている場合もあります。委員長も、そういう発言を許可されていますので、これをきっちりと条例に書き込もうという話だと思うんですけども。

○広瀬ひとみ委員 市長だけですか。

○高橋伸介委員長 「答弁をする者」です。

そうでないと、委員会では反問権が使えなくなります。

○高橋伸介委員長 よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、第3章の案文についての本日の協議は、この程度にとどめます。

○高橋伸介委員長 約3分間、委員会を休憩します。

（午前10時52分 休憩）

（午前10時56分 再開）

○高橋伸介委員長 委員会を再開します。

○高橋伸介委員長 それでは、次に移ります。

第4章市民との情報共有及び第5章市民参加の促進については、お手元に配付の資料のとおり、四日市市議会基本条例を参考に、事務局がたたき台としての案文を作成しておりますので、説明を求めます。沖事務局課長。

○沖 卓磨市議会事務局課長 それでは、右肩に「資料2-1」としてあります枚方市議会基本条例（案）について、説明させていただきます。

これは、「資料2-2」としてあります四日市市議会基本条例の第4章市民との情報共有及び第5章市民参加の促進をもとに作成したものでございます。

初めに、第4章市民との情報共有でございます。

まず、第20条情報共有ですが、この条文は四日市市議会基本条例と同じものでございます。

次に、第21条会議の公開ですが、この条文は、現在、枚方市議会において原則公開としている会議を列挙する形としております。

次に、第22条議長の情報発信ですが、この条文は四日市市議会基本条例と同じものでございます。

次に、第23条報告会等ですが、この条文は四日市市議会基本条例と同じものでございます。

なお、御参考までに、この条文に関連する「議会報告会等の市民と直接対話する機会について」の本委員会での御協議の経過を申し上げます。

まず、市民と直接対話する機会を設けるか否かという点に絞って御協議いただいたところ、委員の皆さんからは、実施することを前提として、テーマ設定や開催頻度の問題など、運用面に関するさまざまな御意見が出されたところでございます。

最終的には、議会の議決内容や審議経過の報告に加え、積極的に市民の意見を聞くものにするという方向性を御確認され、詳細な実施方法等については、議会基本条例の案文作成作業の中で改めて御検討されるということで、委員の皆さんの御意見が一致しております。

その旨は本年3月の中間報告に記載されており、お手元の資料の1ページの下に〈参考〉として四角で囲んでおりますように、その部分を抜粋しております。

それでは、2ページに参りまして、第5章市民参加の促進でございます。

まず、第24条公聴会等及び第25条市民意見の反映ですが、これらの条文は四日市市議会基本条例と同じものでございます。

次に、第26条請願趣旨の聴取ですが、この条文も四日市市議会基本条例と同じものでございます。

なお、御参考までに、この条文に関連する「請願の取り扱いについて」の本委員会での御協議の経過を申し上げます。

憲法に基づき地方自治法に規定されております請願については、近年、これを貴重な政策提言ととらえ、請願者本人に請願の趣旨説明を行う機会を設けたり、請願者本人に対して質疑を行い、その意見を聞く機会を設けたりする地方議会が増えておりまして、議会への市民参加促進の観点から、その旨を議会基本条例に規定する例も多くみられます。そのような現状に鑑み、請願者本人に請願の趣旨説明を行う機会と、請願者本人に対して質疑を行い、その意見を聞く機会をともに設けることで、委員の皆さんの御意見が一致しております。

また、こうした機会を設けるのは請願が付託された委員会が適当であるという点でも、委員の皆さんの御意見が一致しております。ただ、請願者本人には、委員会に出席して、請願の趣旨説明等を行う権利まではないことから、議会基本条例において明確に規定した後、実際の運用を開始すべきとされているところです。

その旨は昨年12月の中間報告において記載されており、お手元の資料の2ページの下に〈参考〉として四角で囲んでおりますように、その部分を抜粋しております。

説明につきましては、以上でございます。

○高橋伸介委員長 それでは、第4章について、第20条から順に委員間で御協議をお願いしたいと思います。

まず、第20条情報共有についてはいかがでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）御意見もないようですので、この案をそのまま第20条として確定することといたします。

○高橋伸介委員長 次に、第21条会議の公開についてはいかがでしょうか。

○広瀬ひとみ委員 この中に議会運営委員会も入るということになるんですか。

○高橋伸介委員長 今の案文には入っていないんですけども。

議会運営委員会と、各派代表者会議、議会報編集委員会が入っておりません。

○広瀬ひとみ委員 各派代表者会議は協議の場なので、入ってなくてもいいと思うんですけども、議会運営委員会、議会報編集委員会は加えてもいいんじゃないかなと思います。

○高橋伸介委員長 それでは、事務局に現状の説明を求めます。五島事務局次長。

○五島祥文市議会事務局次長 今、御意見がありました議会運営委員会と議会報編集委員会の現在の取り扱いですけれども、議会報編集委員会は、議会報発行規程に「非公開とする」という条文がありますので、公開するのであれば、その部分の改正も必要でございます。

議会運営委員会につきましては、もちろん公開したことがございますけれども、議会運営に係る事項のみを議題とする場合は傍聴を不許可とするという申し合わせが議会運営委員会を立ち上げたときに行われておりますので、この申し合わせとの関係が問題となります。

- 広瀬ひとみ委員** 過去、議会運営委員会に請願が付託されて公開になったということですね。今、通常の議会運営委員会のやりとりについては非公開になっていると。
- 五島祥文市議会事務局次長** そのとおりです。  
請願審査については、議会内部のことではなく、市民から提出を受けたことに基づくものですので、当然、公開で行いました。それ以外の、通常の会期の決定等の議会内部の運営を決める部分については、申し合わせに従い、現在のところ公開はしていません。
- 高橋伸介委員長** 今のお話をお聞きしておりますと、議会運営委員会は入れるということによろしいですか。今、申し合わせで議会運営委員会も非公開となっているんですけども、いかがでしょうか。
- 岡林 薫委員** 議会運営委員会については、他市の状況はどうなんでしょうか。わかれば、教えていただきたいんですが。
- 沖 卓磨市議会事務局課長** 全国市議会議長会の調査によりますと、議会運営委員会を原則公開としている市は、811市中248市でございまして、約30%でございます。
- 堀井 勝委員** せっかく議会改革をやるということですから、差し支えなければ、すべてを公開すべきというのが原則だと思います。
- 大橋智洋委員** 公開しているところもあるので、多分、できないことはないと思うんですけども、それが枚方市議会として適切かどうかということだと思います。  
できれば、会派に持ち帰らせていただきたいと思います。
- 高橋伸介委員長** 第21条については、特に議会運営委員会と議会報編集委員会の取り扱いについて、一旦、会派に持ち帰って検討していただき、次回に改めて御意見をお聞きするということがよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、ただいま申し上げたとおりの取り扱いとさせていただきます。
- 高橋伸介委員長** 次に、第22条議長の情報発信についてはいかがでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）御意見もないようですので、この案をそのまま第22条として確定することといたします。
- 高橋伸介委員長** 次に、第23条報告会等についてはいかがでしょうか。
- 広瀬ひとみ委員** 報告会については難しいですね。実際に他市でもされているんですけども、お聞きしていても、なかなか難しいなというのが率直な感想なんです。  
当初、中間報告のときにも、実際にするとなったら、どういう形ですのかということについて、いろいろと御議論されたと思うんですね。もう議会基本条例の中に書き込んでいく段になっているわけなんですけれども、やっぱり、書いたからにはやらないといけないし、そうすると、もう少し他市の状況なども見たいので、保留してもいいんじゃないかなというのがうちの会派の意見です。
- 藤田幸久委員** いろいろと問題もあるということで、会派では協議をしていないんですけども、個人的には、「報告会等」という形になっているので、これは第20条の「市民等と情報の共有に努めなければならない」というところに含まれる内容かなと思います。  
もし、できれば第23条自体を削除するか、もしくは、この第23条第2項を「報告会等に関し必要な事項は、その都度定める」という表現にしてもいいんじゃないかなと思います。
- 高橋伸介委員長** 第23条についても、いろいろな御意見が出ると思います。要らないとい

う会派もあるかと思いますが、項目としては入れておきたいので、一旦、会派に持ち帰って、再度、御検討いただきたいと思います。いかがでしょうか。

○清水 薫委員 今の委員長の発言からすると、この報告会等についての規定が別になくてもいいということも考えられるわけですか。

これについては、会派の中でもいろいろな意見があるんですけども、事前に中間報告で決まっているというか、一定の方向性があるというか、それが前提みたいな感じのとらえ方になっているということで、それを変えることができるのか、できないのか。

○高橋伸介委員長 中間報告では、「方向性だけを確認する」ということになっていたと思います。昨年度の本委員会でも、これについては結論が出なかったんです。広瀬委員に御指摘いただいたようなこともありまして、本当にできるのかなど。

ですから、そのことも含めて、再度持ち帰っていただき、練っていただけますか。

○清水 薫委員 中間報告に必ずしもこだわらずにいくということですか。

○高橋伸介委員長 いや、こだわらずにということではなく、方向性だけは確認されていますので、どのような文言が適当であるかも含めて、一度会派で練っていただけますでしょうか。

○高橋伸介委員長 それでは、第23条については、一旦、会派にお持ち帰りいただくということで、よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）よろしく願いいたします。

○高橋伸介委員長 それでは、次に、第5章に参りまして、第24条公聴会等についてはいかがでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）御意見もないようですので、この案をそのまま第24条として確定することといたします。

○高橋伸介委員長 次に、第25条市民意見の反映についてはいかがでしょうか。

○藤田幸久委員 「パブリックコメントの実施等の」とあるんですけども、パブリックコメントの効力も考えると、パブリックコメントだけに特化するのではなくて、全体的にということで、「さまざまな手法により」だけでいいと思います。ここの「パブリックコメントの実施等の」は、もう要らないんじゃないかなと思います。

○広瀬ひとみ委員 ここには、「議員提案条例等に関し」と書かれているんですよ。

議員提案条例というのと、この議会基本条例もその一つになると思うんですけども、これをどうするのかということも出てくるんですか。

今、議会基本条例の案を協議していますね。そして、条例案ができます。それについても、市民意見の反映を具体的に行っていくことになるんですか。

○高橋伸介委員長 パブリックコメントは成立後の話ですから、今の議会基本条例の作成過程には関係ないと思います。

○広瀬ひとみ委員 これは意見として聞いておいてくださいね。

できるだけ市民意見を反映していくということを議会基本条例の中で定めるのであれば、先ほど藤田委員が言われたように、どういう手法なのかということはあるかもしれないですけども、やっぱり、この議会基本条例の案についても、議会として、市民意見を聞く場があればいいなと思います。

また、先ほど藤田委員が言われた「さまざまな手法」には、どういうものがあり得るのかということなんですけれども、例えば、条例案を3人の議員で出すこともできるわけですね。実際のところ、そのときにもパブリックコメントを行うのか、だれがどうやって行うのかと

いう話になるわけじゃないですか。

仮に委員会で条例案を作って提出しようということになったとしたら、まだ議会としての取り組みみたいな感じになるんですけども、趣旨に賛同した議員が連名で提出しようかという話になったときはどうなるのかといったことも出てきますよね。

そうすると、藤田議員が言われたみたいに、余りパブリックコメントにこだわった書き方じゃない方がいいのかもしれないと思いますけれども、それ以外にどういう手法があるのかと言われたときに、何があるのでしょうか。どうしたらいいんですかね。

○高橋伸介委員長 第25条の冒頭は「議会は」となっていますので、総意という意味ですね。

○広瀬ひとみ委員 議員個人の条例案の提出などをまた別物と考えるのであれば、やっぱり、パブリックコメントなんかを書いておいてもいいんじゃないかと。というのは、ほかに何があるのか、もう一つよくわからない。もしこれを抜いた場合に、何ができるのかがなかなかわかりにくいという気がしますね。

○高橋伸介委員長 多分、先ほど藤田委員がおっしゃった御意見は、パブリックコメントは、有効なのかどうかも含めて、未知数な部分があって、なおかつ、この条文には「さまざまな手法」という文言があるから、そこに統括してはどうかということだと理解したんですが、いかがでしょうか。

○広瀬ひとみ委員 何て言ったらいいのかな。じゃあ、何をするんですかと言われたら、自分自身、答え方がもう一つわからないというか。

議会が議案を提案しようとしたときには、さまざまな手法で市民意見を反映すると。一方、市も、市民生活にかかわる重要な条例の提案については、市民に対してパブリックコメントを実施すると。そういうことはもう要綱で決まっているわけですよね。

そういう位置付けがなされているし、今後、要綱が条例化されていく可能性もあるという状況の中で、議会が条例案を提案するときに、枚方市の対応と何らかのずれが生じてもいいのかなという感じがするんですよね。

○清水 薫委員 今なされている議論とはちょっと違う方向になってしまうんですけども、この第25条について会派で話をしたときに出てきたのは、第25条そのものが要らないという意見だったんです。

ここに「議員提案条例等」と書いてあるんですけども、要は、議員は市民から選ばれて、市民の意見を反映していると。そういう立場を考えたときに、この条文はどうなんだろうと。あえてそういうことをする必要が本当にあるのかと。会派としては、何か第25条そのものがおかしいのではないかという話になって、削除でいいという意見になりました。

○高橋伸介委員長 この第25条につきましては、一旦、会派に持ち帰って、御検討いただきたいと思います。そして、御検討いただきたい内容は、ただいま御意見がありましたように、第25条そのものが必要かどうか、「さまざまな手法」としてどういうものがイメージできるのか、「パブリックコメント」という文言が必要かどうかの3点です。

これらについて御検討いただき、次回にまた御検討の結果をお聞きしたいと思います。よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、よろしく願いいたします。

○高橋伸介委員長 次に、第26条請願趣旨の聴取についてはいかがでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）御意見もないようですので、この案をそのまま第26条として確定すること

といたします。

○高橋伸介委員長 第4章及び第5章についての本日の協議は、この程度にとどめます。

なお、第4章及び第5章のうち、次回以降も引き続き御協議いただくことになりました第21条、第23条及び第25条について、次回までに会派内で御検討いただきますよう、よろしくお願いいたします。

あわせて、四日市市議会基本条例を参考に、第6章議員間討議及び政策提案から第9章見直し手続まで、残りすべての条文についても会派内で御検討いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○高橋伸介委員長 以上で、本日の調査はすべて終了しました。

よって、議会改革調査特別委員会はこちらをもって散会します。

(午前11時23分 散会)

委員長 高橋伸介

議長 有山正信